

No.	質 問	回 答
<総合事業全般>		
1	今回なぜサポート事業に変わるのか。	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、市町村が、地域の特性に応じて独自にサービスなどを作り上げていくことができるよう介護保険法が改正されたため、吹田市は平成29年4月からサポート事業を始めることとなりました。
2	サポート事業は保険給付ではなくなり市の事業となるとのことだが、財源がなく、要支援者のサービス利用を切り捨てられることはないか。	市の事業とはなりますが、財源としては保険給付と同様、税金と保険料で賄われます。必要な方に必要なサービスを利用していただけるよう、安定的な制度運営に努めてまいります。
3	29年度は現行相当のサービスを継続することとのことだが、再来年以降はどうなるのか。具体的な説明はいつごろあるのか。	現行相当のサービスは平成30年度以降も継続することを見込んでいます。制度開始後、状況に応じ、緩和型のサービスの必要性など次の展開を検討する予定です。決まり次第、できるだけ早い時期にお知らせしたいと考えております。
4	現在、かなりの数のケアプランを居宅介護支援事業所に委託していると思うが今後も委託はするのか。	<p><現在委託している人のケアプラン> 基本チェックリストは地域包括支援センター職員が実施しますが、その後は今までどおり居宅介護支援事業所に委託します。</p> <p><今後の予定> 新規申請でサポート事業を利用する人のケアプランは地域包括支援センターが担当する予定です。</p>

No.	質 問	回 答
5	相談は地域包括支援センターへとのことだが、職員数が3人だが対応できるのか。	平成29年4月から、地域包括支援センターの体制強化を図ります。
<一般介護予防>		
1	吹田市民はつらつ元気大作戦は基本チェックリストを受けた人だけが利用できるのか。	65歳以上の在宅の方であればどなたでも利用できます。
2	いきいき100歳体操のおもりの値段は。	200グラムのおもりが1本180円です。 おもりの数が変わられるバンドは片手分が850円です。 重さの調節はできませんが、100円均一の店でも手首に巻けるおもりを買うことができます。 重さの調節ができる方が、体操の効果を上げられます。
3	地域での活動をしたいと思っても会場がない。	会場につきましては、生活支援体制整備コーディネーターと協力しながら情報を集約するとともに、地域の方々の力もお借りしながら引き続き確保について検討してまいります。
<サポート事業>		
1	基本チェックリストを受けようと思ったらどうすればいいのか。地域包括支援センターへ行くのか、誰かが来てくれるのか。	地域包括支援センターにご相談ください。地域包括支援センター窓口で実施できます。希望により自宅へ訪問して実施もできます。
2	基本チェックリストは自己申告なのか誰かがチェックするのか。	担当地域包括支援センター職員が面談し、本人から聞き取りを行います。

No.	質 問	回 答
3	基本チェックリストはいくつ該当すれば対象となるのか。	国から示された基準により、運動機能低下や低栄養状態など、項目ごとに該当数が設定されています。
4	基本チェックリストを受けるのか、認定申請をするのかはだれが決めるのか。要支援1・2の人と基本チェックリストを受ける人の申請方法の違いは。	地域包括支援センターの窓口などで、相談内容やサービスの種類、利用回数など状況に応じ、本人と相談して決めます。基本チェックリストは地域包括支援センターの窓口または地域包括支援センター職員が訪問して実施します。要支援・要介護認定の申請は今まで同様、地域包括支援センターや市役所介護保険資格給付担当でできます。
5	サポート事業の利用料はどうなるのか。	現行相当のサービスの利用料は、現在と同じ1割負担または2割負担です。
6	期間限定コースの利用期間は決まっているか。	3か月と考えています。
<事業所等からの質問>		
1	通所介護の事業所でいきいき百歳体操を実施したい場合は支援（地域介護予防活動支援事業）の対象になるか。	空き時間に事業所を住民に開放するなど、住民主体で運営できる環境であれば対象となります。
2	要支援1・2の人が入院し、退院後の生活を考える際、基本チェックリストか認定を受けるのかなど、どこに相談するよう患者や家族に伝えればいいのか。	今まで同様、地域包括支援センターへ相談してください。

No.	質 問	回 答
3	現存のサービス事業者は継続して利用可能とのことだが、他市町村では総合事業対象者へのサービスは提供しない事業所があると聞いたことがあるが実際はどうか。	<p>訪問介護事業者につきましては、平成27年3月末までに指定介護事業者の指定を受けている事業者は、みなし指定となり、サポート事業のサービスが提供可能です。</p> <p>平成27年4月以降に新しく指定介護事業者の指定を受けた事業者は、総合事業を実施する場合、新たに事業者指定を受ける必要があります。</p> <p>通所介護事業者につきましては、吹田市独自（要支援2で週に1回の利用）の提供回数分がありますので全事業者が新たに事業者指定を受ける必要があります。</p> <p>事業者によっては、みなし指定を辞退されることも想定されますが、現在指定の申請手続き、集約を行っている最中です。</p> <p>平成29年3月末に指定事業者が確定した時点で指定事業者一覧を高齢福祉室のホームページに掲載する予定です。</p>